

知的財産取引に関するガイドライン

第1章 はじめに

1. 策定の背景

これまで、中小企業庁では取引適正化を進めてきたところであるが、知的財産に係る取引についても問題事例が指摘されており、依然として大企業と中小企業間における不適正な取引慣行が存在している。こうしたことを踏まえ、昨年12月に「未来志向型の取引慣行に向けて」における重要課題に「知財・ノウハウの保護」を位置づけ、必要な対策の検討を行うこととしている。こうした認識の下、これまでに報告された問題事例（片務的な契約の締結、ノウハウの開示強要など）を今後防止していくとともに、知的財産取引における企業間の共存共栄を推進する観点から、今般、知的財産取引におけるガイドラインを策定することとした。

（※なお、中小企業庁で策定するガイドラインに併せて、契約書のひな形なども策定することとしている。また、本ガイドラインや契約書のひな形は、研究開発型企业に特化した問題を取り扱うものではないことから、当該企業に関する内容については、経済産業省及び公正取引委員会において策定されるガイドラインを参照することが望ましい。当該ガイドラインは、スタートアップの取引慣行に関する実態調査について（最終報告書）（令和2年11月27日公正取引委員会）

<<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease.html>>を踏まえ作成し、令和2年12月23日から令和3年1月25日まで意見公募を行った後、公表する予定である。

2. 課題の概要

本ガイドラインにおいては、以下の4つの資料をもとに事例を取引の各フェーズで再整理し、第2章のガイドラインの整理を行った。

（1） 中小企業庁実施のヒアリング調査

中小企業庁では、令和2年7月22日より「知的財産取引検討会」を開催し、4回にわたり検討を行った。また、本検討会に参加した委員からのヒアリング調査や、別途事務局にて実施した30件のヒアリング調査を実施した。

1. 契約締結前（取引交渉段階・工場見学等）

- ・【事例1-1】片面的な秘密保持契約書（NDA）や秘密保持期間が短い内容（例えば、期間が1年間未満で更新条項も無いもの）のNDAを提示してきて、中小企業の情報を一方的に聞き出そうとするケースがある。

2. 試作品製造・共同開発等

同報告書では、報告された事例を以下の8つの項目に分類し、参考事例を紹介している。

- 01 秘密保持契約・目的外使用禁止契約無しでの取引を強要される
- 02 営業秘密であるノウハウの開示等を強要される
- 03 ノウハウが含まれる設計図面等を買いたたかれる
- 04 無償の技術指導・試作品製造等を強要される
- 05 著しく均衡を失した名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる
- 06 出願に干渉される
- 07 知的財産権の無償譲渡・無償ライセンス等を強要される
- 08 知財訴訟等のリスクを転嫁される

公正取引委員会「(令和元年6月14日)製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書(全体版)」(2019年)より抜粋
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614_files/houkokusyo.pdf>

各取引のフェーズにおいて、大企業と中小企業の対等な取引関係を築くという観点から、問題となり得る取引事例が見られた。

1. 契約締結前(取引交渉段階・工場見学等)

- ・【事例2-1】何度求めても絶対に秘密保持契約等を締結してもらえず、秘密保持契約等が無い状態での取引を強いられる(金属製品製造業)
- ・【事例2-2】自社は、取引先の秘密を厳格に守る必要がある一方、取引先は、自社から開示した技術が無償で様々なビジネスに利用できるという片務的な契約の締結を強いられる(業務用機械器具製造業)
- ・【事例2-3】秘密保持契約等に応じてもらえない上、取引先の判断で取引先の提携先や顧客等に技術を開示することができるという契約を一方的に締結させられる(生産用機械器具製造業)

2. 試作品製造・共同開発等

(1) 試作品製造・技術指導

- ・【事例2-4】転注先の海外メーカーが図面どおりに製造できなかったという理由で、当該海外メーカーの工具に対して、自社の熟練工による技術指導を無償で実施させられる(生産用機械器具製造業)
- ・【事例2-5】継続的に取引している取引先から、発注とは別に、先方が提示する技術的な課題を研究するよう一方的に指示され、取引を継続するために、全額自己負担で取引先のために試作品の製造や実験等を繰り返しさせられる(輸送用機械器具製造業)

(2) 共同研究開発における成果の権利帰属

- ・【事例2-6】ほとんど自社の技術を用いて行う名ばかりの共同研究開発であるにもかかわらず、その成果である新技術は、発明の寄与度に関係なく、全て取引先のみ無償で帰属するという取引先作成の雛形で契約させられ、新技術を奪われる(ゴム製品製造業)

3. 製造委託・製造販売・請負販売等

(1) 契約に含まれない技術資料等の開示

- ・【事例2-7】小売業者からプライベート・ブランド商品(食料品)の生産を受託したところ、改良の参考にしたいという理由で、自社のナショナル・ブランド商品のレシピを開示させられる(食料品製造業)

するという取引条件を受け入れさせられる（プラスチック製品製造業）

- ・【事例 2-27】複数のサプライヤーから調達したいという取引先の希望で、意に反して、自社のノウハウを競合相手に僅かな対価でライセンスさせられる（パルプ・紙・紙加工品製造業）
- ・【事例 2-28】取引先のみ都合がよい契約書を押し付けられ、その取引先に対して常に最恵待遇でライセンスする義務を一方的に負わされる（金属製品製造業）

5. 知財訴訟等のリスクの転嫁

- ・【事例 2-29】取引先の指示に従って加工するだけの取引であるにもかかわらず、納品した製品に関して知的財産訴訟等が生じた場合、その責任を全て負わなければならないという取引条件を一方的に設定される（金属製品製造業）
- ・【事例 2-30】取引先が設計して自社に製造委託した製品であるにもかかわらず、知的財産上の係争等が生じた場合、その責任を全て負わなければならないという取引条件を一方的に設定される（情報通信機械器具製造業）

公正取引委員会「(令和元年 6 月 14 日)製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書(全体版)」(2019 年)より再整理、事例番号は加筆した。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614_files/houkokusyo.pdf>

めて、自社に丸投げをしておいて、そのノウハウと作業工程の一部を親事業者に移された。今の工程も、親事業者から工程管理のためビデオ撮影を求められた。また、工程管理マニュアルの作成も自社に丸投げしたのに、マニュアルブックには、親事業者名で作成された。＜電機・情報通信機器＞

4. 特許出願・知的財産権の無償譲渡・無償実施許諾

(1) 特許出願への干渉（出願内容の報告・修正、共同出願の強制）

- ・【事例 3-14】下請関係や取引上の力関係で、中小企業側の真の発明者が出願時に除外されてしまうことがある。＜業種不明＞

注釈) <>は親事業者の業種

(4) 特許庁に寄せられた相談事例

産業財産権専門官により、中小企業における知的財産をめぐるトラブル事例として以下のものが挙げられた。中小企業における知的財産の知識・ノウハウ不足に起因するトラブル事例もみられるが、以下のうち、下線部の事例などは問題ある取引事例としても考えられる。

■商品開発

・共同開発していたのに、勝手に出願された。

・協力関係を求めたことで自社のアイデアや営業秘密が持ち出された

・製品化の際に先行技術の調査をしなかったことにより、完成したのに特許侵害を避けるために仕様の変更

■弁理士との関わり

・弁理士の言うとおりにしたが、権利範囲が狭いものしか特許にできなかった

・拒絶理由通知書の対応でもめた

■社内体制

・権利関係を事前に調べておくことの重要性を痛感

・知財権そのものを理解できていない

・知財人材の不足

・知財意識が不十分

■訴訟に巻き込まれた

・警告状が送られてきた

・訴訟を起こされた

・他社に先に出願された

・模倣品の販売を見つけた

注釈) 下線部は加筆

資料) 特許庁「第1回知的財産取引検討会 ～特許庁の取り組みについて～」(2020年7月22日)

3. 本ガイドラインに関連する対象・法令

本ガイドラインでは、産業財産権や著作権に限らず、営業秘密・ノウハウ（有益なデータ含む）に至るまでの広義の知的財産を対象とする。

取引の段階に応じ、知的財産にかかわる取引におけるあるべき姿を記載し、大企業と中小企業との間の対等な取引関係を実現するという観点から、注意すべき事項について特定の法令にかかわらず整理した。また、競争法等の法令上問題となる行為類型については、必要に応じて解説を付し、関連する問題事例を整理した。このほか、問い合わせ先なども整理する。

の信頼関係が前提となっており、秘密保持契約を締結し、相互に第三者への秘密情報の不開示を約束しておくことが妥当である。

また、秘密保持契約を締結する場合に、その規定される範囲が広範すぎる等により、秘密情報を提供する中小企業の事業活動の自由を制限しすぎないようにしないとならない。

(事例)

- ① A社は、B社からA社への工場見学を検討している旨連絡を受けたが、A社が何度依頼してもB社は機密保持契約に応じてくれない。(関連事例 2-1)
- ② C社は、取引先であるD社の秘密は厳格に守る必要がある一方で、D社はC社の開示した技術を無償で様々なビジネスに用いることができることに加え、D社のクライアントに開示できるなど、片務的な契約になっている。(関連事例 1-1、2-2)
- ③ E社は、得意先であるF社から工場見学を受け入れたが、F社によりノウハウが奪われ、同社内で内製化された。(関連事例 3-2)
- ④ G社は、取引先であるH社よりG社のノウハウを書面にして提出するように指示された。(関連事例 3-3)

2. 試作品製造・共同開発等

(1) 試作品製造・技術指導

(基本的な考え方)

ア 無償の技術指導・試作品製造等の強制

【あるべき姿】

競合する取引先への技術指導、試作品の製造や技術指導、実験等を意に沿わない形で強制してはならない。

また、試作品等の製造を依頼する場合には、実費（材料費、人件費等）は当然のこととして、技術に対する対価、利益を含む適切な対価を支払わなければならない。

企業にとってもノウハウや技術情報は、第三者への技術指導や実験、試作品そのものが開示される行為等（本節において、「技術指導等」）によって他社に漏えいするおそれがある。技術指導等を第三者に対して行わせる場合には、当該企業からの十分かつ明示的な合意が必要である。また、当該企業から十分かつ明示的な合意があった場合でも、適切な対価が必要であり、それにより当該企業が損失を被る場合には、それらに配慮した対価の設定を行うべきである。

イ 承諾がない知的財産やノウハウ等の利用

【あるべき姿】

試作品の製造を依頼した場合における試作品そのもの又は技術指導の過程で得た情報を秘密情報として取扱うこととし、その企業が蓄積してきた知識・経験などを含むノウハウを相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、他の目的に利用し、複製し、又は、

一部の者のみが出願して特許を受けることはできない。

(事例)

- ① A社とB社は共同研究を行っているが、名目上の共同研究であり、成果である新技術はA社の技術によるものであった。しかし、この技術は発明の寄与度に関係なく、すべてB社に帰属する契約書で締結させられた。(関連事例 2-6)
- ② C社とD社で共同研究を行っているが、D社は、同社の業務に関係がない分野の技術も含めた全ての権利を単独帰属するように打診してきた。(関連事例 3-6)
- ③ E社では共同研究という名目でも、すべてE社に権利が帰属するといった契約書ひなごたを用いている。(関連事例 1-2、1-3、3-6)

3. 製造委託・製造販売・請負販売等

(1) 契約に含まれない技術資料等の開示

(基本的な考え方)

【あるべき姿】

製造委託にあたり、委託本来の目的に照らして合理的に必要と考えられる範囲を超えて、相手方の有するノウハウ、アイデア、レシピ等の技術上又は営業上の秘密情報、又は技術指導等の役務（以下総称して「技術情報等」という。）の提供を求めてはならない。

製造現場には様々な技術上又は営業上の秘密情報などがあり、当該企業の競争力の源泉になっている。これらの情報を大企業・親事業者が得ることは、中小企業の成長機会を奪うことになるため、委託本来の目的に照らして、合理的に必要だと思われる範囲を超え、技術情報等の提供を求めてはならない。

(事例)

- ① A社はB社から製造委託を受託したところ、B社より定期的かつ詳細な報告が求められたほか、製造現場を動画で撮影されることで、A社のノウハウがB社に吸い上げられてしまった。(関連事例 1-9、3-7、3-8)
- ② C社はD社のプライベート・ブランドの製造を受託していたところ、C社の自社商品についてもレシピなどの技術情報を無償で開示するように要求された。(関連事例 2-7、2-8)
- ③ E社はF社から製造委託を受託していたところ、受託前に必要な情報を提供していたにもかかわらず、追加的に受託していた製品とは関係ない他の製品の情報、その他データなどの技術情報等を無償で提供するように要請された。(関連事例 2-9、2-10)

願をすることができない。

(事例)

- ① A社はB社から金型の製造を依頼されたが、B社より金型の設計図面もあわせて納品するように要請された。しかし、発注額は設計図面の分は含まれなかった。(関連事例 1-10)
- ② C社はD社と金型の製造委託を受託していたが、D社の意向で金型の設計図面もあわせて納品する契約に変更することになった。しかし、発注額に変更はなかった。(関連事例 2-13、3-9)
- ③ E社はF社から金型の製造委託を受託したところ、F社から設計図面の提出を要請されたが断った。その後、F社から「設計図面を提出しないと今後の取引に影響がある」といわれてしまった。(関連事例 3-10)
- ④ G社は主要取引先であるH社に設計図面を渡したところ、H社の他の取引先である海外企業I社に類似の製品を作られた。(関連事例 3-11)

(4) 工場監査・QC(品質管理)・品質保証関係

(基本的な考え方)

【あるべき姿】

監査や品質保証等(以下、監査等)により、相手方のノウハウや技術上・営業上の秘密等(以下、「ノウハウ等」という。)の提供を受ける必要がある場合には、あらかじめ監査等を必要とする箇所を明らかにし、また、監査等の目的を達成するために必要な範囲を超えてノウハウ等の提供を求め、又は知りうる行為をしてはならない。

監査等を理由にみだりに相手方のノウハウや技術上・営業上の秘密等を取得してはならない。製造委託等を委託する前などに契約条件とともに、あらかじめ監査等に必要とする箇所を明示することで、受託側があらかじめ情報開示の範囲が適切か判断し、条件によって受託すべきかどうか判断できるようにすべきである。

(事例)

- ① 営業秘密に関する情報も含めてQC工程表に記載させられるほか、製造工程を動画にして無償提出するように強要された。(関連事例 2-14、2-17)
- ② A社はB社から受託した製造委託契約の中で、A社・B社いずれが取引を終了させる場合でも、製造方法等の営業秘密を含めた全ての情報をB社に引き継ぐような契約を締結させられた。(関連事例 2-15)
- ③ C社はD社から製造委託契約の中で、必要性がない場合でも、D社が指定する者全て(D社の社員だけでなく第三者も含む)の工場見学に応じる必要がある。(関連事例 2-16)

て、無償による譲渡を強要することや、これらの権利取得に要した相当の対価を支払うことなく帰属することは問題となる。

仮に当該知的財産権を譲渡させなくても、相手方に相当の対価を支払わず⁹、自社ないしサプライヤーや製造委託先に対して実施許諾（サブライセンスを含む）するように指示することや、相手方に対してライセンス先や販売先などを限定させることなど、実質上前段落と同様の取引も同じく問題となる。

特に、取引先が従前から保有する知的財産権について転注後も無償で自社に許諾させたり、無償で技術情報へのアクセスを求める場合には、転注前の単価とは切り分けて対価を設定するなどの配慮が必要である。

また立場の強い発注者等が、自社との取引を望む複数の中小企業等に対して、入札に参加する条件として、当該中小企業等の保有する既存の特許権等の知的財産権について、自社及び／または当該発注者のサプライヤーや製造委託先に対する無償による実施許諾を要請することは、取引を強く望む当該中小企業等はその意に反して当該要請に従わざるを得ないといえ、問題となる。さらに、上記において、当該中小企業等が失注した場合にもその義務を存続させることは、何らの対価なく当該中小企業の知的財産権を利用することになり、問題となる。

（事例）

- ①A社は主要取引先であるB社から特許権の持ち分の一部を無償譲渡するように要請され、やむなく譲渡することにした。さらに、A社が第三者に実施許諾をするときのみ、B社の承諾を得る必要がある契約を締結させられた。（関連事例 2-23）
- ②C社はD社に納品後に、取引の中で生じた技術に関わる権利をすべてD社に帰属するような契約を締結させられた。（関連事例 2-24）
- ③E社はF社に開示したアイデアや技術等の知的財産は、F社が無償かつ無制限に使用できるというライセンス条項を締結させられた。（関連事例 2-25、2-26）
- ④G社は主要取引先であるH社の希望で、G社の競合企業にライセンスするなど、G社の意に反するライセンスを強制されている。（関連事例 2-27）
- ⑤I社は自社の特許権について、主要取引先であるJ社に対して常に最恵待遇でのライセンスする義務を一方的に追わされている。（関連事例 2-28）

5. 知財訴訟等のリスクの転嫁

【あるべき姿】

発注者の指示に基づく業務について、知的財産権上の責任を、中小企業等に一方的に転嫁してはならない。

発注者の指示に基づく業務について、仮に他社の知的財産権を侵害した場合、それを受注

⁹立場の強い者からすると、かかる実施許諾の対価は、製品の価格や委託料に含まれていると主張することが考えられるが、かかる実施許諾の対価について、製品の価格や委託料とは別に、両当事者で協議・交渉した経緯がなければ、製品の価格や委託料に含まれていると解することは困難である。

秘密保持契約書

●●株式会社（以下「甲」という。）及び●●株式会社（以下「乙」という。）は、相互に授受される秘密情報の取り扱いについて、次のとおり秘密保持契約書（以下「本契約」という。）を締結した。

第1条 （目的）

甲及び乙は、○○の可能性の検討を目的として（以下「本目的」という。）、それぞれ自らの裁量により必要と認められる範囲で、相手方に対し、秘密情報（第2条第1項に定義する。）を開示する。

第2条 （定義）

- 1 「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に対し、①秘密である旨を指定して書面又は電磁的方法により開示する情報、②口頭、実演、上映、投影、その他書面又は電磁的情報を提供しない方法で開示する情報であって、当該秘密情報を開示するに際し、秘密である旨を相手方に告知し、かつ、開示後30日以内に、当該情報の内容を取りまとめて秘密である旨を書面により相手方に通知した情報、及び、③交付するサンプル等の有体物であって、交付の際に秘密である旨を書面で通知したものをいう。ただし、以下の各号のいずれかに該当するものを除く。

- ① 開示される以前に、相手方が知得していたもの
- ② 開示された時に、すでに公知であったもの
- ③ 開示した以降に、相手方の帰責事由なく、公知となったもの
- ④ 相手方が、正当な権利を有する第三者（相手方以外のすべての者をいう。以下も同様。）から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの

- 2 「開示者」とは、秘密情報を相手方に開示する当事者をいう。
- 3 「受領者」とは、秘密情報を相手方から開示された当事者をいう。
- 4 「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、回路配置権、回路配置権の設定の登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、育成者権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むが、これらに限定されない。）及び商標権、並びに、これらのいずれかに相当する日本国外の法令に基づく権利をいう。

第3条 （秘密保持義務）

- 1 受領者は、本目的のために開示者から開示された秘密情報、並びに、開示者と本目的に係る検討、交渉を行っている事実及び本契約の存在を、厳に秘密として保持し、開

コメントの追加 [A1]: 営業先と情報交換を行ったり、取引（製造等の委託だけでなく、共同開発や開発委託を含む）の可能性を検討したりする段階で利用することを想定したひな形です。適宜「解説編」も参照してください。

コメントの追加 [A2]: 事情に応じて修正してください。
例えば「○○に関する取引開始の可能性」「○○に関する共同研究実施の可能性」等、場面に応じた表現を補記してください。より具体的な成果を得ることを目的とした検討を行う場合には、その内容に応じて共同開発契約や知的財産の取扱いに関する契約書（開発委託）、知的財産の取扱いに関する契約書（製造委託）のひな形を活用してください。

コメントの追加 [A3]: このひな形では、秘密であることを「指定」した情報を秘密情報として取り扱いことを念頭に置いています（個別に「指定」をしないで、想定される秘密情報を例示しておく条文体は末尾にオプション条項として入れてありますので、適宜差し替えをご検討ください）。秘密情報は自社が開示することもあります。契約の相手方からも受け取る可能性があります。必要以上に情報の開示を受けてしまうと、当該情報を相手に対して秘密に保持する義務を自社が負ってしまうことになり、結果として、既に自社で持っていた技術・ノウハウに関する情報の活用が制限されてしまうといったリスクもあります。自社が守りたい情報を明確に特定できるのであれば（できない重要な情報は開示しない）、具体例を例示したり、別紙にリスト化したりする等して提示する方法もあります。自社が真に保護すべき技術・ノウハウの特定について悩む場合には、一度、知財専門家や支援機関の助言を得ることも検討しましょう。

- 3 甲及び乙はいずれも、自己を開示者とする秘密情報について、正確性、有効性、安全性、特定の目的への適合性又は知的財産権の非侵害その他いかなる事項についても何ら責任を負わない。
- 4 甲及び乙は、本契約により、いかなる意味においても相手方に対する秘密情報の開示義務を負うものではないことを確認する。

第6条 (秘密情報の返還・廃棄)

本契約の終了後直ちに、又は、開示者から要求があった場合、受領者は、開示者から開示を受けた秘密情報（複製・複写等を含む）を、開示者の指示に従い返還し、又は廃棄する。

第7条 (損害賠償義務)

甲及び乙は、本契約に違反して、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、損害（相手方の弁護士費用を含む。）の賠償をしなければならない。

第8条 (差止め)

甲及び乙は、相手方が、本契約に違反し、又は違反するおそれがある場合には、その差止め、又はその差止めに係る仮の地位を定める仮処分を申し立てることができるものとする。

第9条 (有効期間)

- 1 本契約は、本契約締結日から○年間、有効に存続する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本契約の終了後においても、本契約の有効期間中に開示等された秘密情報については、本契約の終了日から○○年間、本契約の規定（本条第1項を除く。）が有効に適用されるものとする。

コメントの追加 [A5]: 目的に応じて、期間を設定することとなります。

第10条 (紛争の解決)

- 1 本契約に定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本契約に関連する紛争が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとする。
- 2 本契約に関する知的財産権についての紛争については、[東京・大阪] 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書二通作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

●●年●月●日

- (2) 開示者から開示された後に、自らの責めによらず、公知となったもの
- (3) 開示者から開示される以前から自ら保有していたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得したもの
- (5) 相手方から開示された秘密情報によることなく、独自に開発したもの

- 3 固有知的財産権等は、当該固有知的財産権等に係る発明等（第 8 条第 1 項に定義する。）をなした当事者に帰属する。
- 4 甲及び乙は、本開発の過程で得た固有知的財産権等につき特許その他の出願をした場合、速やかにその旨を相手方に通知する。
- 5 本開発の成果の活用に必要な固有知的財産権等がある場合、その利用許諾の可否及び条件については、別途協議により定める。

第3条 （共同開発の内容）

甲及び乙は、別紙 1 及び別紙 2 に従い、本開発を行う。

第4条 （開発期間）

本開発に係る開発期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの期間とする。ただし、甲乙協議の上、書面により延長することができる。

第5条 （費用負担）

本開発に要する費用は、別紙 2 に定める役割の内、それぞれ単独で行う業務に関する費用は各当事者の負担による。共同で行う業務についての費用分担については別途協議し、書面において合意するものとする。

第6条 （情報等の提供等）

甲及び乙は、その自由な裁量により、各自が保有する情報で本開発の遂行に必要と判断した情報を相手方に提供する。

第7条 （進捗及び成果の報告）

- 1 甲及び乙は、必要に応じて、報告会を開催し又は相手方に対し報告を行う等して、本開発の進捗を相互に確認する。
- 2 甲及び乙は、本契約に基づいて得られた成果につき、相互に報告し、その内容を共有する。

第8条 （成果の帰属及び取扱い）

- 1 甲及び乙はいずれも、本契約を遂行する過程で、相手方から提供された秘密情報に依拠して発明、考案、意匠、著作物その他の知的財産権の目的となるもの（以下「発明等」という。）を得た場合には、相手方に対し速やかに通知し、その取扱いについて協議するものとし、また、相手方の承諾なく単独で出願、登録等を行ってはならない。

コメントの追加 [A3]: 自社のみが負担となるような場合には削除しても構いません。自社も相手方における試験や検討の成果や共同開発を進める上で必要なデータ等の提供を受ける必要がある場合には、こうした条項を入れておくことで、相手方にも必要な情報の開示を求めることが可能です。

開示することができる。この場合、相手方に対し、当該命令を受けた旨を、合理的に可能な範囲で、速やかに通知する。

第11条 （目的外使用等の禁止）

甲及び乙はいずれも、相手方の事前の書面承諾を得ない限り、相手方の秘密情報を本開発以外の目的に使用してはならない。

第12条 （不保証・第三者との紛争対応）

- 1 甲及び乙は、本開発の目的の範囲で甲及び乙が開示する技術や実施を許諾する知的財産権等について、第三者の権利を侵害していないことを保証しないことを相互に確認する。
- 2 本開発に関し、第三者との間で知的財産権侵害や秘密情報の侵害を理由とする紛争が生じた場合、甲及び乙は、速やかに相手方に通知し、相互に協力して解決する。

第13条 （確認事項）

- 1 秘密情報に係る一切の権利及び利益は、その開示者に帰属するものとし、相手方に対する秘密情報の開示により、当該秘密情報に係る知的財産権その他一切の権利又は利益が相手方に譲渡されるものではなく、また、実施許諾、使用許諾その他いかなる利益も相手方に与えられるものではない。
- 2 甲及び乙は、本契約により、いかなる意味においても相手方に対する秘密情報の開示義務を負うものではないことを相互に確認する。
- 3 本契約の内容が、甲乙間で〇年〇月〇日に締結した共同開発を目的とする「〇〇契約書」の内容と矛盾、抵触する場合、本契約の内容が優先する。

第14条 （秘密情報の返還・廃棄）

甲及び乙はいずれも、本契約が終了した場合、及び、相手方から要求があった場合、速やかに相手方の秘密情報（複製・複写等を含む）を、相手方の指示に従い返還し、又は廃棄する。

第15条 （損害賠償義務）

甲及び乙は、本契約に違反して、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、損害（相手方の弁護士費用を含む。）の賠償をしなければならない。

第16条 （差止め）

甲及び乙は、相手方が、本契約に違反し、又は違反するおそれがある場合には、その差止め、又はその差止めに係る仮の地位を定める仮処分を申し立てることができるものとする。

乙

●●株式会社

(住所)

(代表者名)

印

【別紙2】（役割分担）

本件共同開発の業務分担は、次の各号に定める業務分担項目のとおりとし、その詳細は別途
甲乙協議の上その合意により決定する。

1. 甲単独で行う業務

- (1) ○○
- (2) ○○
- (3) ○○
- (4) その他甲乙間で合意する業務

2. 乙単独で行う業務

- (1) ○○
- (2) ○○
- (3) ○○
- (4) その他甲乙間で合意する業務

3. 甲乙共同で行う業務

- (1) ○○
- (2) ○○
- (3) ○○
- (4) その他甲乙間で合意する業務

- 2 本契約の内容が、原契約の内容又は甲乙間の〇〇契約書その他本業務に適用範囲を限定しない契約の内容と矛盾、抵触する場合、本契約の内容が優先する。
- 3 本開発の実施に先立ち、従前から甲及び乙が保有する登録された知的財産権がある場合には、これらを別途書面により確認する。
- 4 固有知的財産権等は、当該固有知的財産権等に係る発明等(第5条第1項に定義する。)をなした当事者に帰属する。
- 5 本開発の成果の活用に必要な乙の固有知的財産権等がある場合、当該固有知的財産権等の甲による実施については、別途協議により定める。

第3条 (秘密保持義務)

- 1 甲及び乙はいずれも、本業務の過程で開示された相手方の秘密情報について、厳に秘密を保持し、相手方の事前の書面承諾を得ない限り、第三者に対し、相手方の秘密情報を開示し又は漏洩してはならない。
- 2 甲及び乙はいずれも、自己の役員又は従業員のうち本業務のために相手方の秘密情報を知る必要がある者に対し、本業務のために必要な範囲内でのみ、相手方の秘密情報を開示することができる。
- 3 甲及び乙はいずれも、相手方の事前の書面承諾を得た場合に限り、自己の〔子会社/親会社/関係会社〕のうち本業務のために秘密情報を知る必要があるものに対し、本業務のために必要な範囲内でのみ、相手方の秘密情報を開示することができる。
- 4 甲及び乙はいずれも、相手方の秘密情報を第三者に開示(前二項に定める開示に限らない。)した場合、当該秘密情報を開示した第三者をして本契約に定められた自己の義務と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、当該第三者の行為について全責任を負う。
- 5 甲及び乙はいずれも、国又は地方公共団体の機関から相手方の秘密情報の開示を命じられた場合、これに応じるために必要最小限の範囲内において、相手方の秘密情報を開示することができる。この場合、相手方に対し、当該命令を受けた旨を、合理的に可能な範囲で、速やかに通知する。

第4条 (目的外使用等の禁止)

甲及び乙はいずれも、相手方の事前の書面承諾を得ない限り、相手方の秘密情報を本業務以外の目的に使用してはならない。

第5条 (成果の帰属及び取扱い)

- 1 本業務を遂行する過程で、乙が甲の秘密情報に依拠して発明、考案、意匠、著作物その他の知的財産権の目的となるもの(以下「発明等」という。)を得た場合には、当

乙

●●株式会社

(住所)

(代表者名)



第2条 (目的)

- 1 本契約は、甲及び乙が〇〇年〇〇月〇〇日に締結した製造委託契約書（以下「原契約」という。）における秘密情報及び知的財産権の取扱いについて合意するものである。
- 2 本契約の内容が、原契約の内容又は甲乙間の〇〇契約書その他本業務に適用範囲を限定しない契約の内容と矛盾、抵触する場合、本契約の内容が優先する。

第3条 (秘密保持義務)

- 1 甲及び乙はいずれも、本業務の過程で開示された秘密情報について、厳に秘密を保持しなければならない。また、第三者に対し、相手方の秘密情報を開示し又は漏洩してはならない。
- 2 甲及び乙はいずれも、自己の役員又は従業員のうち本業務のために相手方の秘密情報を知る必要がある者に対し、本業務のために必要な範囲内でのみ、相手方の秘密情報を開示することができる。
- 3 甲及び乙はいずれも、相手方の事前の書面承諾を得た場合に限り、自己の〔子会社/親会社/関係会社〕のうち本業務のために秘密情報を知る必要があるものに対し、本業務のために必要な範囲内でのみ、相手方の秘密情報を開示することができる。
- 4 甲及び乙はいずれも、相手方の秘密情報を第三者に開示（前二項に定める開示に限らない。）した場合、当該情報を開示した第三者をして本契約に定められた自己の義務と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、当該第三者の行為について全責任を負う。
- 5 甲及び乙はいずれも、国又は地方公共団体等の機関から相手方の秘密情報の開示を命じられた場合、これに応じるために必要最小限の範囲内において、相手方の秘密情報を開示することができる。この場合、相手方に対し、当該命令を受けた旨を、合理的に可能な範囲で、速やかに相手方に通知する。

第4条 (目的外使用等の禁止)

甲及び乙はいずれも、相手方の事前の書面承諾を得ない限り、相手方の秘密情報を本業務以外の目的に使用してはならない。

第5条 (固有知的財産権等の帰属)

本契約の締結後に相手方の秘密情報に依拠しないうでなされた発明等に係る知的財産権は、固有知的財産権等として当該発明等をなした当事者に帰属する。

第6条 (確認事項)

- 1 秘密情報に係る一切の権利及び利益は、その開示者に帰属するものとし、相手方に対する秘密情報の開示により、当該秘密情報に係る知的財産権その他一切の権利又は利

コメントの追加 [A2]: ここでは製造プロセスで得られる製法、製造ノウハウ等を主として想定しています。製品そのものについて開発を行う場合には、別途、共同開発契約や開発委託契約の締結を検討する必要があります。製造委託契約書の中で、開発的な要素を実施しなければならない場合にも適切な対価の受領や成果の帰属について取り決めることが望ましいと言えます。